

自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動の拠点）

第2条 本会の活動拠点は、公民館とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害、火災、地震その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）風水害等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- （3）防災訓練の実施に関すること。
- （4）風水害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- （5）防災資機材等の備蓄・整備等に関すること。
- （6）他組織との連携に関すること。
- （7）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、地区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）防災委員 | 若干名 |
| （4）班長 | 若干名 |
| （5）監査役 | 2名 |

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表するとともに会務を総括し、風水害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、風水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 風水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 風水害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から実施する。